

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

指定代理納付者の指定	（税務課）	一
高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務の委託	（消防課）	一
液化石油ガス整備士免状に関する事務の委託	（同）	一
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	二
林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託	（農林水産経営支援課）	二
建設業許可の取消し	（事業管理課）	二
指定管理者の管理業務の一部停止	（港湾課）	二
指定管理者の管理業務の一部停止（二）	（都市計画課）	三
土地地区画整理組合の定款変更の認可	（同）	三
パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務の委託	（警察本部会計課）	三
開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	四

告 示

○宮城県告示第三百二十四号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十三年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目七番一号

二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類

自動車税及びこれに係る延滞金

寄附金（用途を特定しないものに限る。）

三 指定期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百二十五号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条の二第一項の規定により、高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務を次のとおり委託したので、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）第十七条の規定により公示する。

平成二十三年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
高圧ガス保安協会	高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の交付及び再交付に関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百二十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十八条の四の二第一項の規定により、液化石油ガス設備士免状に関する事務を次のとおり委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第一百七十七条の規定により公示する。

平成二十三年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間

高圧ガス保安協会	液化石油ガス設備士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
----------	-------------------------------	------------------	----------------------------

○宮城県告示第三百二十七号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
 平成二十三年五月二日

事業所番号	〇四二一三〇〇二八八	事業所の名称及び所在地	ウエックー迫ケアステーション 栗原市一迫真坂字南町二十四	指定障害福祉サービスの種類	居宅介護 重度訪問介護 (みなし)	設置者名	株式会社ウエイシスパート	指定年月日	平成二十三年四月一日
-------	------------	-------------	---------------------------------	---------------	-------------------------	------	--------------	-------	------------

○宮城県告示第三百二十八号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務を平成二十三年三月三十一日次のとおり委託した。
 平成二十三年五月二日

- 一 委託の相手方
 本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十八番地の三 南三陸森林組合
- 二 委託期間
 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百二十九号
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
 平成二十三年五月二日

- 一 許可を取り消した年月日
 平成二十三年四月二十日
- 二 商号又は名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
大倉設備工業株式会社 菅原 和夫	仙台市宮城野区東八番丁九十三・十一	般・特・十九 第八百九十九号	一部廃業 特定建設業 土木工事業 管工事事業 水道施設工事業	平成二十三年三月二十八日
株式会社さとつ 総業 朝夫 佐藤 朝夫	仙台市泉区七北田字朴木沢九十三・一	特・十八 第七千六百四十二号	一部廃業 特定建設業 塗装工事業 防水工事業	平成二十三年三月二十二日
有会社社サン フアクトリー 山田 明	仙台市泉区館五丁目十・十二	般・二十二 第一万七千四百二十五号	全部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十三年三月二十八日
青葉化成株式会社 石田 一	仙台市若林区卸町一丁目五・六	特・十九 第二万七千九百三十二号	一部廃業 特定建設業 管工事事業	平成二十三年三月二十二日
有限会社杜風 伏見 太郎	仙台市宮城野区清水沼三丁目一・二十三	般・二十 第一万八千二百六十六号	全部廃業 一般建設業 内装仕上工事業	平成二十三年三月二十八日

三 許可取消しの原因
 建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当
 ○宮城県告示第三百三十号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の一部の停止を命じた。
 平成二十三年五月二日

- 一 公の施設の名称
 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設（中央公園及びりバーウォーク）
- 二 指定管理者の名称及び所在地
 社団法人宮城県建設センター
 仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号
- 三 管理の業務の停止の内容
 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設（中央公園及びりバーウォーク）の管理の業務のうち巡回点検業務及び除草業務以外の管理業務の停止
- 四 停止の期間

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の十一項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の一部の停止を命じた。

平成二十三年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

仙台港多賀城地区緩衝緑地

二 指定管理者の名称及び所在地

東北緑化環境保全株式会社

仙台市青葉区本町二丁目五番一号

三 管理の業務の停止の内容

仙台港多賀城地区緩衝緑地の管理の業務のうち巡回点検業務及び除草業務以外の管理業務の停止

四 停止の期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の十一項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の一部の停止を命じた。

平成二十三年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

矢本海浜緑地

二 指定管理者の名称及び所在地

東洋緑化株式会社

仙台市青葉区柏木一丁目一番八号ボラリスビル二F

三 管理の業務の停止の内容

矢本海浜緑地の管理の業務のうち巡回点検業務及び除草業務以外の管理業務の停止

四 停止の期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整

理組合の定款の変更について認可した。

平成二十三年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

二 事務所所在地

石巻市蛇田字新金沼四百一番地

三 設立認可の年月日

平成十五年三月五日

四 変更の内容

役員の数

（変更前）第十条 この組合の役員の数、理事十二人、監事二人とする。

（変更後）第十条 この組合の役員の数、理事十人、監事二人とする。

総代の定数

（変更前）第三十七条第一項 総代の定数は、二十五人とし、所有権者及び借地権者の組合員が

ら選挙する。

（変更後）第三十七条第一項 総代の定数は、二十七人とし、所有権者及び借地権者の組合員がら選挙する。

○宮城県告示第三百三十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務を平成二十三年三月七日次のとおり委託した。

平成二十三年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 契約の相手方

仙台市青葉区一番町二丁目一番十三号

株式会社セノン東北支社

二 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年五月二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市下余田字飯塚二十二番

仙台市若林区今泉二丁目五番二十号

阿部 節子

仙台市若林区今泉二丁目五番二十号

阿部 真紀

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）